

畜種別等説明会（令和5年11月1日及び2日開催）

アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について ～輸送・安楽死～

令和5年11月

農 林 水 産 省

畜産局 畜産振興課

1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

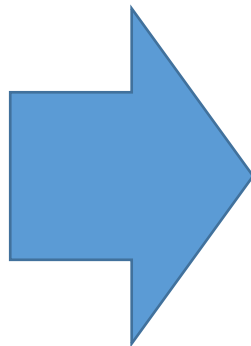
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

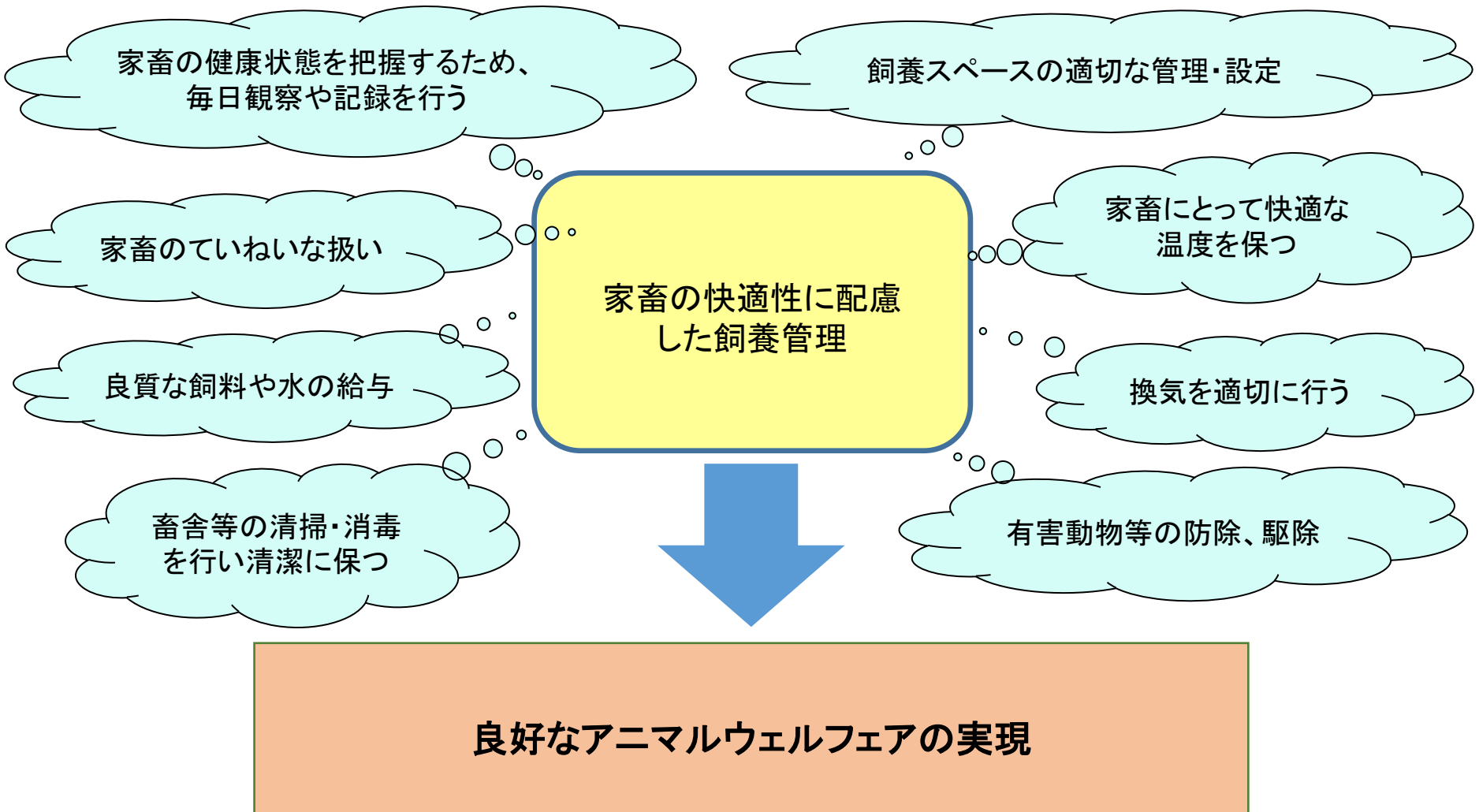
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性(AMR)対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地 : フランス・パリ

設立年月日 : 1924年(大正13年)1月25日

日本の加盟年月日: 1930年(昭和5年)1月28日

加盟国数 : 182か国・地域(2023年3月現在)

事務局長: モニーク・エロワ(2016年1月就任、フランス出身)

組織: 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター(リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター)から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 アニマルウェルフェア

第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品ののための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



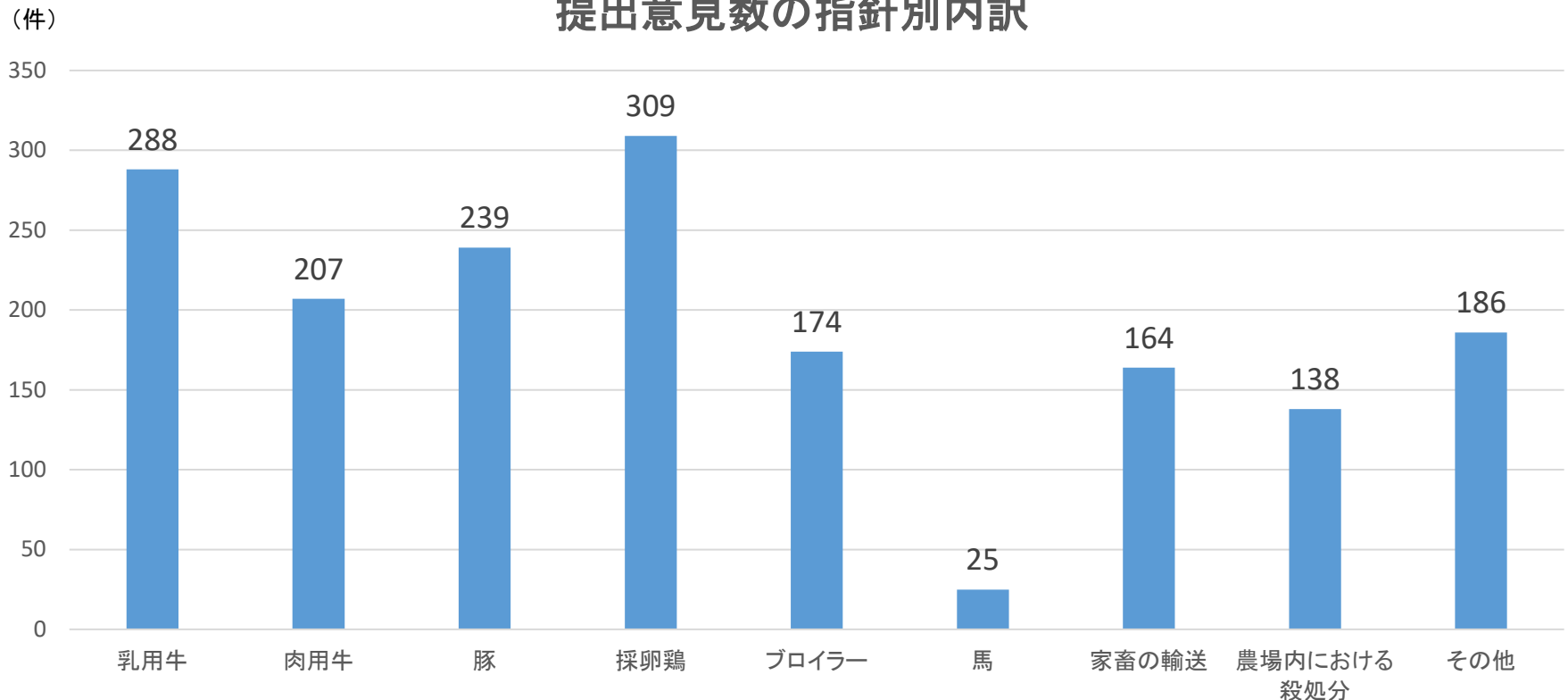
新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

提出意見数の指針別内訳



指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q&Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q&Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

第1 家畜の輸送に関する基本事項

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

第2 輸送の準備

【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

第3 輸送する家畜の管理方法

【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

第4 輸送中の環境

【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

第5 輸送のための施設等の構造

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」を補完する。

第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

第4 家畜の取扱い

【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。

- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

第5 防疫管理等への配慮

【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

第6 安楽死の手順

【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

安楽死に関する測定指標

安楽死させることが適当と判断する際の理由として、少なくとも以下が考えられる。

●乳用牛及び肉用牛

- 重度の消瘦、歩行困難又はそのおそれ
- 立ち上がらない、摂食又は飲水を拒絶する、治療に反応しない歩行困難
- 治療が成功せず、医学的状态が急激に悪化
- 衰弱を引き起こす深刻な痛み
- 複雑(開放)骨折
- 脊髄損傷
- 中枢神経系の疾病
- 慢性的な体重の減少を伴う多発性関節感染症
- 未熟で生き延びる可能性が低い、衰弱を引き起こす先天性障害を持つ、又はそれ以外の理由で望まれない子牛
- 災害管理対応の一環

「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」及び「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」より引用

●豚

- 重度の消瘦、歩行困難又はそのおそれ
- 立ち上がらない、摂食又は飲水を拒絶する、治療に反応しない、重度の損傷又は
- 歩行困難
- 治療が成功せず、医学的状态が急速に悪化
- 緩和できない深刻な痛み
- 慢性的な体重の減少を伴う多発性関節感染症
- 未熟で生き延びる可能性が低い、衰弱を引き起こす先天性障害
- 災害管理対応の一環

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」より引用

新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

農林水産省

English ミニサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

- 飼養管理指針のポイント(PDF: 430KB)
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付け5畜産第1062号) 地方農政部長等宛て(PDF: 319KB) 、国体宛て(PDF: 257KB) 、他省庁宛て(PDF: 232KB) 、農林水産省内宛て(PDF: 224KB)
- 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)(PDF: 892KB)
- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)(PDF: 542KB)
- 豚の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)(PDF: 533KB)
- 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1066号)(PDF: 400KB)
- ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1067号)(PDF: 369KB)
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1068号)(PDF: 1,397KB)
- 家畜の輸送に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1069号)(PDF: 1,482KB)
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1070号)(PDF: 575KB)

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する参考資料

- Q&A(PDF: 1,221KB)
- チェックリスト(乳用牛)(PDF: 323KB) 、チェックリスト(乳用牛)(WORD: 81KB)
- チェックリスト(肉用牛)(PDF: 356KB) 、チェックリスト(肉用牛)(WORD: 77KB)
- チェックリスト(豚)(PDF: 342KB) 、チェックリスト(豚)(WORD: 73KB)
- チェックリスト(採卵鶏)(PDF: 453KB) 、チェックリスト(採卵鶏)(WORD: 69KB)
- チェックリスト(ブロイラー)(PDF: 389KB) 、チェックリスト(ブロイラー)(WORD: 62KB)
- チェックリスト(馬)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(馬)(WORD: 72KB)
- チェックリスト(輸送)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(輸送)(WORD: 124KB)

過去の指針についてはこちら

公益社団法人 畜産技術協会: アニマルウェルフェア (lin.gr.jp) (外部リンク)
公益社団法人 日本馬事協会 (baijkyo.or.jp) (外部リンク)

●農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

●(公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

●WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

●採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。